

2022年3月期 決算公告

2022年6月1日

静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号

株式会社スクロール360

代表取締役 山崎 正之

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,401,279	流 動 負 債	2,223,125
現金及び預金	544	関係会社短期借入金	821,327
売掛金	1,311,342	未払金	1,193,943
仕掛品	3,942	未払法人税等	1,084
その他	85,450	預り金	154,393
		賞与引当金	42,474
		その他	9,902
固 定 資 産	1,782,724	固 定 負 債	282,124
有 形 固 定 資 産	667,363	退職給付引当金	276,429
建物	2,205	その他	5,694
機械装置	621,765	負 債 合 計	2,505,249
工具、器具及び備品	43,392	純 資 産 の 部	
車両運搬具	0	株 主 資 本	678,754
無 形 固 定 資 産	24,564	資 本 金	95,000
電話加入権	2,263	利 益 剰 余 金	583,754
ソフトウェア	22,301	利益準備金	23,750
投資その他の資産	1,090,796	その他利益剰余金	560,004
関係会社株式	770,449	別途積立金	217,000
差入保証金	87,179	繰越利益剰余金	343,004
繰延税金資産	228,068	(うち当期純損失)	(47,529)
その他	5,097	純 資 産 合 計	678,754
資 産 合 計	3,184,003	負 債 純 資 産 合 計	3,184,003

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、事業年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見込額の事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社では、主として通信販売事業者及びEC事業者に対し物流代行サービス等の通信販売代行サービスを行っております。これらのサービス契約については、通常、サービスの提供が完了し、請求が可能となった時点で収益を認識しております。また、第三者による財又はサービスの提供の手配を行う代理人としての業務を行っております。この代理人業務は、第三者から顧客へ財又はサービスが提供された時に完了し、顧客から受け取る対価の額から当該第三者に支払う額を控除した手数料の金額を収益として認識しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。また、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当事業年度の期末から適用しております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当事業年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 2018年2月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

(会計方針の変更に関する注記)

収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
譲渡制限株式	1,900	—	—	1,900
合計	1,900	—	—	1,900

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。